

<個人・医療法人>

A1 診療所における、収益を得るためにかかった費用が必要経費となります。

具体的には、薬品材料費、給与、水道光熱費などがあります。

必要経費に算入すべき金額には、次の3つがあります。

①売上原価その他総収入金額を得るために直接に要した費用の額

例：薬品費、診療材料費、

②販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用

(一部を除いてその年に債務が確定していないものは除かれます。)

例：給与、広告宣伝費、水道光熱費、診療所の家賃、事務用品等

③その他業務上の費用の額

例：診療所の移転に要した費用